

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省
国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年 3 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域 佐賀市全域、唐津市全域、多久市全域、武雄市全域、鹿島市全
域、三養基郡みやき町全域及び東松浦郡玄海町全域